関東信越厚生局が 地域包括ケアの推進に取り組みます

関東信越厚生局では、今年4月から新たに地域包括ケア推進課を設置し、 局全体で以下の業務を開始しました。

平成28年度 業務内容

1. 都県との協議会を設置

都県と関東信越厚生局地域包括ケア推進協議会(仮称)を設置

- ① 地域包括ケアの推進状況(特に総合事業)に関する現状分析、課題の整理 を行い、必要な支援対策を検討
- ② 制度的に対応が必要なものは、集約して厚生労働省本省へ報告

2. 情報の収集と発信

- 一つの工夫から次の工夫が産まれ、周辺を巻き込んで成長するまちづくり (地域包括ケアの構築)の好循環の事例等の情報を収集し発信
- ① 情報の収集は局を挙げて取り組み、都県及び市区町村、事業者等にも 協力を依頼
- ② 情報のプラットホームを構築し、セミナー等の開催やホームページを通じた 情報発信を強化

3. 啓発活動の実施

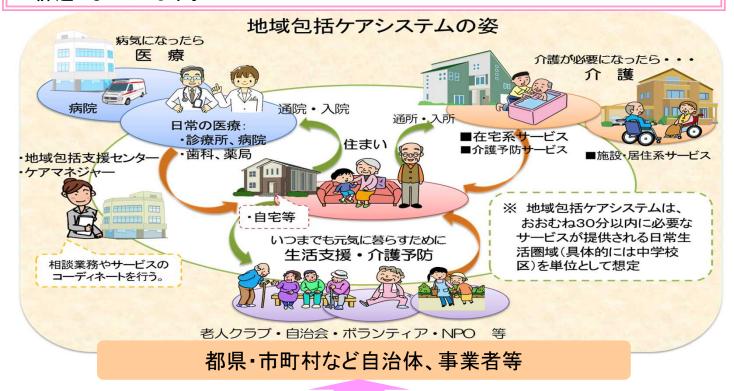
- ① 認知症高齢者に対する理解促進や総合事業に関する普及啓発
- ② 医療介護連携・在宅医療の市区町村及び事業者への定着支援
- ③ 持続可能な介護保険制度構築に向けた事業者の自律的な改革支援等を目的としたセミナーやシンポジウムを都県と協議の上実施

4. 講演と後援

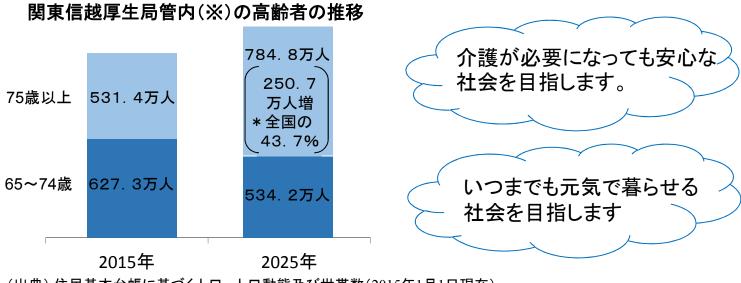
- (1) 市区町村や事業者団体等まで幅広く対応
- ② 関東信越厚生局長名の後援等については、法人格や規模に拘わらず 柔軟に対応

~地域包括ケアシステムについて~

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を構築することが課題となっています。



関東信越厚生局がバックアップします



(出典) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(2015年1月1日現在) 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2025年)

※ 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野

ご相談窓口

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階

厚生労働省 関東信越厚生局 地域包括ケア推進課 TEL:048-740-0793 Mail:ktkousei164@mhlw.go.jp